

板橋区部活動指導員設置要綱

(令和2年11月18日区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、板橋区立中学校における部活動の技術的指導の質の向上、生徒の活動意欲の促進を図るため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、部活動指導員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 部活動指導員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

第2条 部活動指導員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間、月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) その他、教育委員会が特別に認める業務

(設定数)

第3条 部活動指導員の設定数は、44人とする。

(任用)

第4条 部活動指導員は、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。

- (1) 学校教育について十分な理解を有する者
 - (2) 第2条に掲げる職務を遂行するために必要な知識・能力・経験を有する者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。
- 3 部活動指導員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 部活動指導員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 部活動指導員として任用される者は、別に指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
 - (2) 健康診断書
 - (3) その他教育委員会事務局指導室長（以下「指導室長」という。）が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度すみやかに届け出なければならない。

(任期)

第6条 部活動指導員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。

- 2 区長は、部活動指導員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 部活動指導員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 部活動指導員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭

和 35 年板橋区条例第 15 号) の定めるところによる。

(服務)

第 9 条 部活動指導員の服務は、東京都板橋区処務規程 (昭和 44 年板橋区訓令甲第 2 号) の定めるところによる。

(勤務時間等)

第 10 条 部活動指導員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 勤務日数は 225 日以内とし、勤務日は勤務場所の学校長が定める。

(2) 勤務時間は原則 1 週間当たり 16 時間以内とし、年間 740 時間以内とする。

(3) 週休日は、勤務場所の学校長が定める日とする。

2 前項に定めるもののほか、部活動指導員の勤務時間等に関する場合は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 (令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。) の定めるところによる。

(勤務場所)

第 11 条 部活動指導員の勤務場所は、指導室長が定める。

(休暇等)

第 12 条 部活動指導員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 部活動指導員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和 35 年板橋区条例第 17 号)、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則 (昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号) 等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第 14 条 部活動指導員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年板橋区条例第 21 号) 及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (令和元年板橋区規則第 39 号) の定めるところによる。

2 通勤に係る費用弁償は「パートタイム会計年度任用職員の通勤費相当額の支給に関する要綱」(令和元年 11 月 25 日区長決定) による。ただし、同要綱第 3 条第 2 号に定める各月の要勤務日数は会計年度ごとに指導室長が別に定める。

(公務災害補償等)

第 15 条 部活動指導員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121 号)、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号) 及び労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) の定めるところによる。

(研修)

第 16 条 部活動指導員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(人事評価)

第 17 条 部活動指導員の人事評価については、板橋区人事評価規程 (平成 8 年板橋区訓令第 20 号) の定めるところによる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱施行に関し必要な事項は、指導室長が別に定める。

付 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するための準備行為は、前項の規定による施行の日前においても行うことができる。

発 令 通 知 書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容) 職 名 任用期間 年 月 日から 年 月 日まで 報 酬 会計年度任用職員の給料及び報酬の額を定める規則のとおり	
年 月 日 発令権者 板橋区長	

勤務条件通知書

年 月 日	
様	事業場名称・所在地 任命権者職氏名
契約期間	期間の定め有り(※) (年 月 日～ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
勤務日数、始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 勤務日数</p> <p>2 始業・終業の時刻等 始業(時 分) 終業(時 分)</p> <p>3 休憩時間(分)</p> <p>4 所定時間外労働の有無(有・無)</p> <p>○詳細は、板橋区部活動指導員設置要綱第10条のとおり</p>
休日	<p>・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他()</p> <p>・非定例日；週 月当たり 日、その他()</p> <p>○詳細は、板橋区部活動指導員設置要綱第10条のとおり</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 付与日数； 日 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり</p> <p>2 その他の休暇 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり</p>
報酬	<p>1 基本報酬・イ 月額(円)、ロ 日給額(円)、 ハ 時間額(円) ニ その他(円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ(手当 円/ : 計算方法:) ロ(手当 円/ : 計算方法:) ハ(手当 円/ : 計算方法:) ニ(手当 円/ : 計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超()%、所定超()%、法定内()% ロ 休日 法定休日()%、法定外休日()%、 ハ 深夜()%</p> <p>4 報酬締切日ー毎月 末日</p> <p>5 報酬支払日ー毎月15日 ※その他(期末手当等)は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のとおり</p>
退職に関する事項	<p>1 定年制(有・無)</p> <p>2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による</p> <p>3 解職の事由及び手続 []</p>
その他	<p>・社会保険の加入状況 厚生年金：有・無 共済組合(短期組合員)：有・無</p> <p>・雇用保険の適用(有・無)</p> <p>・その他(年度途中の増額・減額改定により、上記の報酬等が変更になる場合あり)</p>

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	<p>1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他()]</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()]</p>
-------	--